

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

給付金の申請受付を始めます

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによる経済的負担の影響を緩和するため、臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

●臨時福祉給付金

申請方法	対象と思われる方には、福祉課より申請書を送付します。申請書および添付書類を福祉課窓口へ提出してください。なお、同封の返信用封筒にて郵送いただくこともできます。
添付書類	①本人確認書類（運転免許証・写真付住民基本台帳カード・旅券等の写し）②指定した口座が確認できる書類（金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳の写し）
申請期間	8月4日（月）～11月4日（火）
給付対象者	平成26年1月1日に住民基本台帳に登録され、平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない人。ただし、平成26年度市町村民税が課税される人に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者は給付の対象外となります。
支給額	給付対象者1人につき1万円 下記の年金・手当を受給されている方は5千円加算されます。
加算対象	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者 ※平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。 ●児童扶養手当、特別児童扶養手当などの受給者 ※平成26年1月分の手当を受給している方が対象です。 ●原爆被爆者諸手当 ※医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当および家族手当に限ります。



●子育て世帯臨時特例給付金

申請方法	対象と思われる方には、福祉課より申請書を送付します。申請書および添付書類を持って福祉課へ提出してください。なお、同封の返信封筒にて郵送いただくこともできます。
添付書類	児童手当の受取口座を指定する場合は必要ありません。受給者の別の口座を指定する場合は、本人確認書類（運転免許証・写真付住民基本台帳カード・旅券等の写し）・指定した口座が確認できる書類（金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる通帳の写し）
申請期間	8月8日（金）～11月10日（月）
給付対象者	次のどちらの要件も満たす方が対象です。 ①平成26年1月1日に住民基本台帳に登録され、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（下記表の限度額） ※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
対象児童	支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童 ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童は給付の対象外となります。
支給額	支給対象児童1人につき1万円

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	622.0
1人	660.0
2人	698.0
3人	736.0

※公務員の方は、①子育て世帯臨時特例給付金申請書 ②公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書 ③本人確認書類 ④申請者名義の口座が確認できる書類を上記申請期間中にご提出ください。①②については、勤務先より交付されます。

※実際の申請・支給時に中学校を修了している場合でも、平成26年1月分の児童手当の対象となっている児童は、子育て世帯臨時特例給付金の対象児童となります。

※平成26年1月2日以降に生まれた方は対象外です。

◆問い合わせ先 福祉課 ☎6573